

【ふるさと移住定住促進補助金のよくある質問 Q&A】

Q1:平成 23 年6月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から差し引くこととされました。

- ① この住宅の取得等と対価の額又は費用の額から差し引く補助金等とはどのようなものですか。
- ② また、「ふるさと移住定住促進補助金」の交付を受け、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、「ふるさと移住定住促進補助金」は補助金の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A1:住宅借入金等の金額が家屋の新築、購入又は増改築等(その住宅の取得等とともに家屋の敷地の用に供される土地等の取得を含みます。以下「住宅の取得等」といいます。)に係る対価の額又は費用の額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅借入金等の金額は、その対価の額又は費用の額を限度とします。

なお、平成 23 年6月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した金額となります。

- ① 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものが含まれます。補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいいます。
- ② 住宅の取得等に関し交付を受ける補助金等として住宅の取得等の対価の額から「ふるさと移住定住補助金」の額を差し引く必要があります。

詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。